

介護保険 住宅改修費支給申請の手引き

(居宅介護支援事業者等および施工業者用)

— 目次 —

1. 介護保険住宅改修費支給制度について（概要）	・ ・ P 1
2. 利用できる方	・ ・ ・ ・ ・ P 1
3. 対象となる住宅改修の種類	・ ・ ・ ・ ・ P 1
4. 支給限度基準額	・ ・ ・ ・ ・ P 4
5. 支払方法	・ ・ ・ ・ ・ P 5
6. 手続きの流れ	・ ・ ・ ・ ・ P 6
7. 留意点	・ ・ ・ ・ ・ P 8
8. 現地確認について	・ ・ ・ ・ ・ P 9
（参考）申請書類の記入例	・ ・ ・ ・ ・ P 1 0

雲南広域連合介護保険課

(令和 5 年 11 月作成)

1. 介護保険住宅改修費支給制度について（概要）

介護保険で行う住宅改修は、介護保険法第 45 条に定められた介護給付費のひとつです。

被保険者が、住み慣れた自宅でできるだけ自立した生活をするために必要な住宅改修にかかる費用の一部が支給されます。手すりの取付けや段差の解消等、厚生労働大臣が定める種類の改修を行った場合に、居宅要介護被保険者に対して、住宅改修費（上限 20 万円）の 7～9 割を支給する制度です。

《注意》 支給を受けるためには、工事前に必ず事前の申請が必要です。

（事前申請の手続きをしないまま着工した場合は、支給対象になりませんのでご注意ください。）

2. 利用できる方

* 次の要件をすべて満たし、住宅改修を実施した場合に対象となります。

- ① 要介護認定を受けており、認定有効期間内であること
- ② 介護保険被保険者証に記載されている住所地の住宅の改修で、実際に居住していること
- ③ 新築・増築ではないこと
- ④ 本人が在宅であること（入院中・入所中は支給申請対象外*）
- ⑤ 工事内容が介護保険制度の給付対象であり、事前申請の書類にその必要性について記載されていること

* 退院（退所）が確実で、在宅生活に備えて住宅改修が必要な場合は、事前申請による事前承認後に、改修工事を実施することは可能ですが、支給申請は退院（退所）後になります。一時帰宅のための改修も支給対象外になります。

* 要支援・要介護認定の申請中に工事を行った場合は、認定結果がおりてから住宅改修費が支給されます。認定結果が非該当となった場合は支給されませんのでご注意ください。

3. 対象となる住宅改修の種類

住宅改修の工事は、持ち家の居住者と、改修の自由度の低い借家の居住者との受益の均衡を考慮して、共通して需要が多く、個人の資産形成につながらない比較的小規模なものを想定しています。

※住宅改修は、被保険者の自立支援を目的とし、在宅生活を続けていくための日常生活動作（食事を摂る・入浴する・トイレへ行く・外出する等の、本人の身のまわりの動作のことをいいます）を助けるためのものです。趣味・嗜好といった本人の生きがいや生活を充実させるための工事については、介護保険の対象外となります。また、単に老朽化や摩耗を理由とした改修も対象外になります。

住宅改修費の支給対象となる住宅改修の種類及び内容は次のとおりです。下記の事例は、一般的なものになります。被保険者の身体状況や、住宅の状況によって個別に判断する場合がありますので、支給対象となるかどうか曖昧なケースについては、事前にご相談ください。

住宅改修の種類
① 手すりの取付け
② 段差の解消
③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
④ 引き戸等への扉の取替え
⑤ 洋式便器等への便器の取替え
⑥ ①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

① 手すりの取付け（転倒予防、移動・移乗動作の円滑化）

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防や移動、または移乗動作の補助を目的として手すりを設置するものです。

保険給付対象工事	対象外工事
○家屋内の手すり （居室、トイレ、浴室、廊下、玄関等） ○敷地内の手すり （玄関ポーチ、門扉までの通路等） ○手すりの付け替え、移設 （身体状況の変化等による場合のみ） ○既存手すりの撤去費 （手すりの付け替え、移設の場合）	×敷地外の手すり ×集合住宅等の共用部分の手すり ×固定しない床置きや、突っ張り式の手すり、便器を囲んで使用する手すり（固定しないもの）、ベッド用手すり（福祉用具貸与の対象） ×家具等への手すりの取付け （下駄箱等の固定されていない家具への取付け） ×転落防止のための柵

【付帯工事】

○手すりの取付けのための壁の下地補強

② 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するものです。

保険給付対象工事	対象外工事
○敷居を低く（撤去）する ○居室、廊下の段差を解消する ○スロープ、踏み台を固定設置する ○敷石をコンクリートスロープにする ○浴室の洗い場（床）のかさ上げ ○浴槽をまたぎやすい低いものに取替える ○階段の勾配を緩やかにする ○傾斜の解消	×スロープ、踏み台を固定せずに置く ×昇降機、リフト、段差解消機等を設置 ×上がり框に腰かけ台を設置 ×転落防止柵の設置単独の工事

【付帯工事】

- 浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事
- スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
- 段差のある箇所に対する比較的小規模な改修（敷居の撤去、スロープの設置等）を対象としているため、基本的には廊下、居室全体のかさ上げは想定していません。
- 固定をしないスロープは「福祉用具貸与」、固定しない浴槽すのこは「福祉用具購入費」の支給対象となります。

③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷きから板製床材、ビニール系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への材料の変更等が想定されます。

保険給付対象工事	対象外工事
○畳から板製床材・ビニール製床材等への変更 ○浴室の床材を滑りにくい床材に変更 ○屋外の通路を滑りにくい舗装材等に変更 ○階段の滑り止め（固定するものに限る）	×老朽化による床材の張り替え ×滑り止めマットを置くだけ ×転倒時のけが防止のために、床を柔らかい材質のものに変更

【付帯工事】

- 床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

④ 引き戸等への扉の取替え（移動の円滑化）

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

保険給付対象工事	対象外工事
○開き戸から引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等への取替え ○ドアノブの変更 ○開き戸の左右変更 ○戸車・レールの設置 ○重い引き戸から軽い引き戸への取替え ○扉の撤去	×老朽化による取替え、修理 ×雨戸の取替え ×自動ドアに取替えた場合の動力部分相当の費用 ×引き戸等の新設（ただし、扉位置の変更等に比べ費用が安価に抑えられる場合は可）

【付帯工事】

- 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

⑤ 洋式便器等への便器の取替え（排泄動作の円滑化）

和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の洋式便器の位置や向きを変更する場合が想定されます。

保険給付対象工事	対象外工事
○和式便器から洋式便器への取替え ○洋式便器の向きを変える工事	×洋式便器から洋式便器への取替え ×既に洋式便器である場合の暖房便座や洗浄機能等を付加する工事 ×既存の和式便器はそのまま、新規に洋式便器を設置 ×水洗化または簡易水洗化にかかる費用 ×電気工事

【付帯工事】

○便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く。）

○便器の取替えに伴う床材の変更

※和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは、それらの機能を含めた一体式の洋式便座が一般的に流通していることから支給対象としますが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は支給対象外となります。介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合を想定しているためです。

⑥ その他①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

①～⑤の住宅改修に付帯して支給対象となる項目は、各項目に記載した「想定される付帯工事」の他に、以下を想定しています。

保険給付対象工事	対象外工事
○解体工事費、床材などの処分費 ○資材、廃材などの運搬費 等	×電気工事費 ×設計、精算の費用 等

4. 支給限度基準額

要支援・要介護度に関係なく、支給限度基準額は原則 1 人につき 20 万円（消費税含）です。20 万円までの支給限度基準額の範囲内で対象となる工事費用の 1 割～3 割と、上限額を超えた費用が自己負担となります。

（保険料滞納による給付制限（自己負担 3 割）は、住宅改修費の給付にも適用されます。）

支給限度基準額 20 万円の範囲内であれば、複数回に分けて申請することもできます。

また、要介護状態区分が 3 段階以上重くなった場合（基準日は初回の住宅改修着工日）や転居した場合については、支給限度基準額のリセットが認められる場合があります。

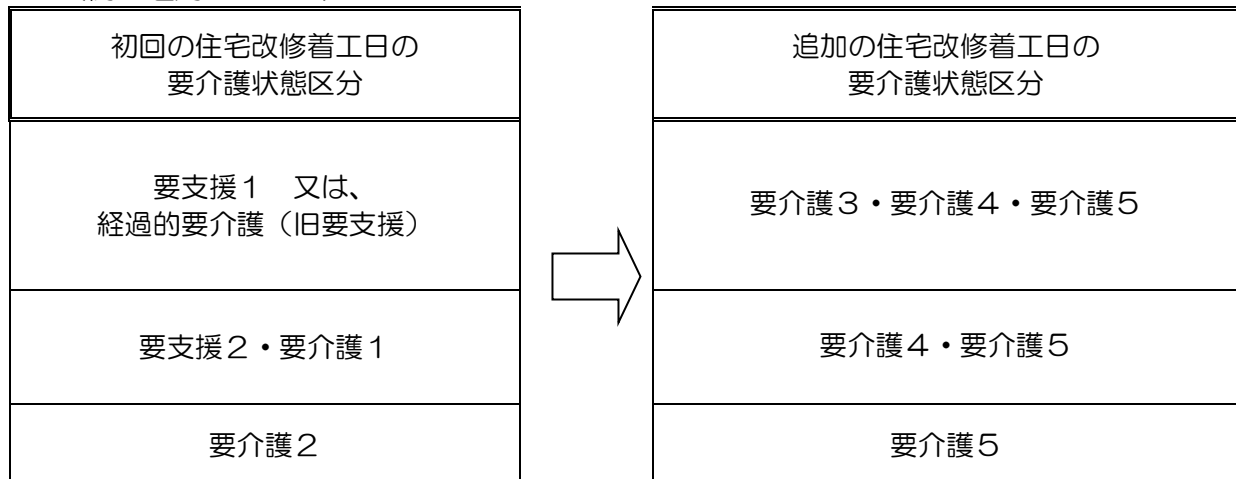
①【3 段階リセット】（要介護度が著しく重くなった際の取り扱い）

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護状態区分を基準として、下表の「介護の必要の程度」の段階が 3 段階以上重くなった場合、新たに支給限度基準額 20 万円の範囲内で申請が可能となります。その場合、以前の住宅改修で支給可能残額があったとしても、リセット後の支給限度基準額は 20 万円になります。

※3 段階リセットは、一人の被保険者に対して 1 回しか適用されません。

「介護の必要の程度」 の段階	要介護等状態区分
第1段階	要支援1 又は 経過的要介護（旧要支援）
第2段階	要支援2 又は 要介護1
第3段階	要介護2
第4段階	要介護3
第5段階	要介護4
第6段階	要介護5

（例：適用パターン）



②【転居リセット】（転居の際の取り扱い）

転居した場合は、前住所地で住宅改修を利用しているも、転居先で新たに20万円を支給限度基準額として住宅改修を利用できます。

※3段階リセットとは異なり、転居の度にリセット可能です。（住宅改修した前住所地に戻った場合はリセット不可です）

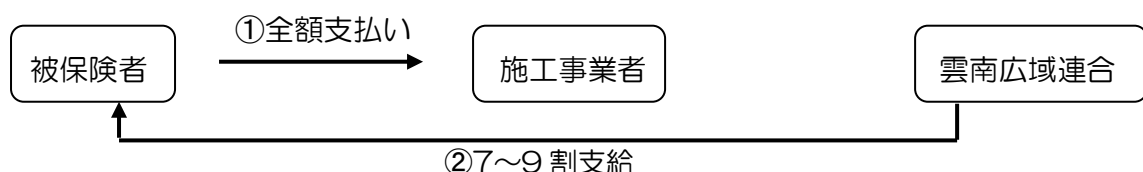
5. 支払方法

支払方法には、「償還払い」と「受領委任払い」の2種類があります。

①【償還払い】

利用者（被保険者）は、一旦、住宅改修にかかった費用の全額を施工業者に支払い、その後、雲南広域連合から利用者へ保険給付対象となる費用の7～9割分を支給します。

（※給付制限を受けている場合は、償還払いになります。）



②【受領委任払い】

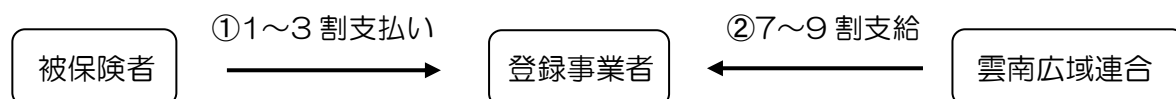
利用者（被保険者）は、保険給付対象となる費用のうち1～3割の自己負担分のみを登録事業者に支払い、保険給付の受領を登録事業者に委任し、雲南広域連合が登録事業者口座へ7～9割分を支給

します。

ただし、改修内容に給付の対象とならない部分が含まれるときは、利用者が上記以外に対象外費用の全額を支払うことになります。

（支給申請書の提出の際に、『委任状兼承諾書』の添付が必要です。）

受領委任払いを利用できる事業者は、あらかじめ雲南広域連合に登録を認められた登録事業者のみです（別添の「介護保険住宅改修をご希望の被保険者の方、住宅改修施工業者の方へ」を参照してください）。また、受領委任払いを利用する被保険者は、給付制限を受けていない方に限ります。



6. 手続きの流れ

① 要介護認定



② 担当ケアマネジャー等に相談

住宅改修をしたい旨を担当のケアマネジャー（要支援の方は担当の地域包括支援センター職員）に希望を伝え、改修の内容を相談します。

ケアマネジャーは、被保険者の住環境を確認した後、必要な住宅改修を選定し、理由書を作成します。

※理由書については、福祉住環境コーディネーター2級以上でも作成が可能です。



③ 事前申請（事前申請書類の提出）

改修前に必ず事前申請を行い、雲南広域連合の承認を得ることが必要です。事前申請を行わずに着工した場合は住宅改修費の支給はできません。

※事前申請受付日から事前承認までに時間を要する場合があります。着工予定日までに余裕をもって申請をお願いします。



④ 事前申請の承認

提出いただいた書類に基づいて住宅改修の内容等の審査を行います。承認されると被保険者宛てに「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前承認通知書」が届きます。



⑤ 改修工事（着工）

施工事業者は必ず承認通知の確認を行ってから着工してください。雲南広域連合の承認を待たずして着工された場合、住宅改修費が支給できません。

※事前申請で届け出ていた内容に変更等が生じた場合、速やかに雲南広域連合に連絡をしてください。無断で工事を続けた場合、介護給付の対象とならない場合があります。



⑥ 改修工事（完成）



⑦ 事後申請（住宅改修費支給申請）



⑧ 審査



⑨ 支給決定（毎月25日ごろ）



⑩ 住宅改修費の支給（翌月15日ごろ）

◆事前申請時（改修前）に必要な提出書類

必要な書類		作成上の注意 ※詳細については記載例を参考にしてください
1	介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前申請書	記入が必要なすべての項目が記入されていること。（住宅の所有者・続柄の記入があること）
2	住宅改修が必要な理由書（P1、P2）	- ケアマネージャーや地域包括支援センター職員が担当している場合は、ケアマネージャー及び地域包括支援センター職員が記載してください。それ以外の場合は、福祉住環境コーディネーター2級以上の資格を持った者が記載してください。（初めての有資格者は、事前に当広域連合に登録が必要になりますので、ご連絡ください。） - 被保険者氏名・住所が被保険者証に記載されているものと一致していること。 - 身体状況と改修箇所の問題点が具体的に記入されていること。 - 改修内容が介護保険対象として妥当であること。 - 入院中または入所中の場合、退院または退所予定日が分かる範囲で記入されていること。 - 改修前、改修後の福祉用具の想定できる使用状況を記入してください。
3	工事費見積書	- 見積書の宛名は、申請者（被保険者本人）であること。 - 見積書には、日付及び施工業者名の記入があること。 「一式」という書き方は認められません。改修箇所・改修の種類ごとに、内容・単価・数量等を区分して記入してください。（「〇〇工事一式」、「スロープ設置工事一式〇〇万円」では、材料費や施工費の内容が確認できないので見積内容が分かるように記入されていること。） - 介護保険対象外の工事も含める場合は、介護保険対象部分を明確にしてください。
4	改修前の写真（撮影日付入り）	- 改修箇所ごとの写真の添付があること。 - 改修後のイメージ図を写真の中に記入してください。 - 全景の写真が困難な場合は、分割して全景が分かるように撮影してください。 - 段差の解消を目的とする改修時には、段差にスケール等を当てて段差状況が分かるようにしてください。 - 写真にはカメラ機能等を用いて必ず日付を印字してください。印字ができない場合は、黒板等に日付を記載し写真に写りこませる形にしてください。 ※word等で任意の日付を記載することは認められません。
5	改修前・改修後の図面（平面図）	- 平面図は、工事箇所だけでなく、被保険者本人の生活動線が分かり、改修の位置が確認できるものであること。（居室の位置が分かること） - 段差解消の場合、改修前後の状態を図面に記入しているか、断面図等で前後の状態が確認できること。
6	承諾書（必要な場合） ※様式が3種類あります	- 被保険者と住宅の所有者が別居している場合は必要になります。（※要押印） - 住宅の所有者が死亡している場合、相続人に書いてもらいます。（※要押印） - 住宅が賃貸住宅の場合、賃貸者に書いてもらいます。（※要押印）

◆事後申請時に必要な提出書類

必要な書類		作成上の注意 ※詳細については記載例を参考にしてください
1	介護保険居宅介護 (介護予防) 住宅改修費 支給申請書兼請求書	- 記入が必要なすべての項目が記入されていること。 - 着工日は事前承認の日以後の日付であること。 - 支給申請日は工事完了の日以後の日付であること。
2	請求書及び 工事費内訳書	- 請求書の宛名は、申請者（被保険者本人）であること。 - 改修の箇所、種類ごとに内容、単価、数量等を区分して記入されていること。 (事前申請時の工事見積書と工事完成後の内容、金額に変更がない場合は、必ずしも提出の必要はありませんが、施工内容を確認するためにもできるだけ添付をお願いします。)
3	領収書	- 領収書の宛名は、申請者（被保険者本人）であること。 - 領収日及び施工業者名が記入されていること。 【償還払いの場合】 - 領収金額は、請求書金額（工事費内訳書）と同額であること。 【受領委任払いの場合】 - 領収金額は、被保険者負担額と一致すること（保険対象部分の1～3割）。その場合、1円未満の端数は切り上げること。
4	改修後の写真 (撮影日付入り)	- 改修箇所ごとの写真の添付があること。 - 全景の写真が困難な場合は、分割して全景が分かるように撮影してください。 - 固定状況や段差状況が確認できること。 - できるだけ改修前と同じ位置から撮影した写真であること。 - 写真にはカメラ機能等を用いて必ず日付を印字してください。印字ができない場合は、黒板等に日付を記載し写真に写りこませる形にしてください。 - Word等で任意の日付を記載することは認められません。
5	委任状兼承諾書 (受領委任払いの場合)	【受領委任払いの場合】 記入が必要なすべての項目が記入されていること。(※要押印)

7. 留意点

○介護認定申請中または入院中や施設入所中の方について

介護認定申請中または入院中や施設入所中の方が、退院・退所が確実で、在宅生活に備えて住宅改修が必要な場合は、事前申請による事前承認後に、改修工事を実施することは可能ですが、支給申請は、認定が出てから、または退院・退所した後になります。そのため、認定結果が「非該当」の場合や、退院・退所できなかった場合は、住宅改修費の支給を受けることはできません。

*退院（退所）できなかった場合は、全額自己負担になるため、事前申請前に被保険者及び家族等に、その旨を説明し、承諾を得て改修工事を実施してください。

○一時的に身を寄せている住宅の改修について

介護保険の被保険者証に記載されている住所地の住宅の改修が支給対象となります。そのため、

介護保険の被保険者証に記載されている住所地以外で、一時的に居住するための住宅改修は支給対象になりません。

○一つの住宅に複数の被保険者がいる場合の改修について

住宅改修費の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに支給申請を行うことができます。ただし、複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し、内容や場所等が重複しないように申請してください。

○家族による改修工事

被保険者自らが住宅改修のための材料を購入し、本人または家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修の支給対象とします。

※必ず、雲南広域連合の承認が下りてから材料の購入を行ってください。

○工事に必要とされる諸経費

金額の上限は定めませんが、一般的な工事の範囲で計算してください。雲南広域連合が説明を求めた際には説明できるようにしてください。なお、見積書等の作成料は認められません。

○仮設トイレの設置費用

住宅改修工事に伴う仮設トイレの設置費用は給付の対象としていません。

○住宅を建て替えた場合、【転居リセット】の適用になるか

【転居リセット】は、住所が変更された場合のみ適用されます。同一住所地に建て替えた場合には上限額のリセットの対象となりません。

○住宅改修工事完了前に被保険者が死亡した場合

被保険者が死亡した場合、死亡した日までに住宅改修工事が完了した部分が支給対象になります。

※住宅改修工事中に被保険者が死亡した場合は、速やかに雲南広域連合までご連絡ください。

○玄関・勝手口のどちらも外出経路として改修工事をする場合

原則として、外出用の出入り口は1つの家屋につき1カ所と想定していますが、双方に改修を行いたい場合は、それぞれの箇所について、改修が必要な理由を理由書に記載してください。被保険者の身体状況や状況を鑑みてその必要性が認められれば給付の対象となります。なお、3か所以上の出入り口の改修工事については事前にご相談ください。

○2階への階段に手すりを取り付ける場合

原則として、介護保険で階段に手すりの取付けを行う場合は1階に居室の確保が困難な場合等に認められます。ただし、被保険者の身体状況や状況を鑑みてその必要性が認められれば給付の対象となる場合がありますので、該当のケースがありましたら事前にご相談ください。

8. 現地確認について

書類上の確認だけでは判断が困難な場合や、また介護給付費の適正化事業の一環で、現地確認をする場合があります。その際にはご協力いただきますようよろしくお願いします。

【参考】申請書類の記入例

◆ 住宅改修事前申請書（記入例）

事前申請

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前申請書

雲南市 322099
奥出雲町 323436
飯南町 323865

フリガナ 被保険者氏名	ウナン ハナコ 雲南 花子	保険者番号										
		被保険者番号	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
生年月日	昭和 〇〇年 〇月 〇日	性別										
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇▲▲番地											
住宅の所有者	雲南 太郎 本人との関係（ 夫 ）											
改修の内容 箇所及び規模	・手すりの取付け（廊下2本） ・段差の解消（玄関踏み台設置） ・床材の変更（居室） ・引き戸等への取替え（トイレ） ・洋式便器への取替え	業者名	〇〇工務店									
		着工日（予定）	令和 〇〇年 〇月 〇日									
		完成日（予定）	令和 〇〇年 〇月 〇日									
対象改修費用	〇〇〇, 〇〇〇 円											
雲南市健康福祉課 様 上記のとおり、関係書類を添えて申請しますので、居宅介護サービスの利用が決定した時点で、改修費用は、住宅改修の対象となる費用分をご記入ください。 令和 〇〇年 〇月 〇日 申請者 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇▲ 申請者は必ず被保険者本人の氏名 氏名 雲南 花子 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇												

- 注意 ・この申請書の他に、工事見積書及び介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類
- ・工事前の状態が確認できる書類等を添付してください。
 - ・改修を行なう住宅の所有者が同居家族でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付して下さい。

住宅改修承認通知書の写しを下記に送付してください。

介護支援専門員

事業所名 〇〇〇居宅介護支援事業所

住所 〇〇市〇〇町〇〇▲▲番地

氏名 〇〇 〇〇 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

（住宅改修承認通知書は申請者に送付します。必要があれば記入してください。）

◆ 住宅改修が必要な理由書（記入例）

住宅改修が必要な理由書 P1

＜ 基本情報 ＞

利用者	被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	年 齢	〇〇歳	生年月日	昭和〇年〇月〇日	性 別	女
	被保険者氏名	雲南 花子	要介護認定		要支援	要介護		
	住 所	〇〇市〇〇町〇〇1-2-3		1・2		〇・2・3・4・5		

現地確認日	令和〇年〇月〇日	作成日	令和〇年〇月〇日
所属事務所	〇〇〇居宅介護支援事業所		
資格(作成者が介護支援専門員でないとき)			
氏名	〇〇 〇〇		
連絡先	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		

- * 立ち上がりやバランスの保持、移動といった生活動作に関する身体状況を記入してください。
- * 屋内の移動方法（つかまらないうで歩ける・つたい歩き・介助歩行・杖や歩行器利用・車いす介助など）は必ず記載してください。
- * 屋外に関連する改修をする場合は、屋外の移動方法も必ず記入してください。
- * 入院中、入所中の場合は、退院（退所）予定日を必ず記載してください。

＜ 総合状況 ＞

利用者		福祉用具の利用状況と住宅改修後の想定	
		品目	改修前 改修後
利用者の身体状況	脳梗塞、両変形性膝関節症。 令和〇〇年〇月〇日、A 病院に入院し、脱水による脳梗塞との診断を受けたが麻痺はなく、〇月〇日に退院。現在、起き上がりはものにつかまれば可能。立ち上がり時に左膝疼痛あり。 屋内歩行はゆっくりだが、つたい歩きが可能。屋外移動は車いすを介助により使用。リハビリにて回復の可能性あり。	・車いす	☒ ☒
		・特殊寝台	☒ ☒
		・床ずれ防止用具	☐ ☐
		・体位変換器	☐ ☐
		・手すり	☐ ☐
介護状況	独居だが、同一敷地内に長女夫婦が居住。近隣に長男家族が居住。 長女、長男が交代で介護可能。今は排泄についてはポータブルトイレを利用している。入浴は、訪問入浴利用の週2回のみである。特に上がりかまち段差の昇降は介助がないと難しい。	・スロープ	☐ ☐
		・歩行器	☐ ☐
		・歩行補助つえ	☐ ☐
		・認知症老人徘徊感知機器	☐ ☐
		・移動用リフト	☐ ☐
住宅改修により利用者等は日常生活をどう変えたか	* 家族の状況、主な介護者を含む介護状況、一人でできること、必要な介助、各種介護サービスを記入してください。 トイレで排泄したい。入浴については訪問入浴を利用しつつ、休日はバスボードの利用で長男長女による入浴介助の負担の軽減を図る。通所介護への送り出し時も含めて、外出時の介護負担を軽減したい。 脱水に留意し、在宅生活を長くできるよう配慮する。長男長女の援助を受けることとするが、介護疲労に注意し、介護サービスの導入と通所介護・通所リハビリテーションの利用につなげていく。 福祉用具と住宅改修を導入することにより、排泄の自立を第一目標とし、さらに介護者の希望である通所介護時や休日の外出介助時の負担軽減を図り、外出機会の増加を検討していく。	・腰掛便座	☒ ☒
		・特殊尿器	☐ ☐
		・入浴補助用具	☐ ☒
		・簡易浴槽	☐ ☐
		・その他	☐ ☐
		・	☐ ☐
		・	☐ ☐

- * 利用者や家族が住宅改修によって現在の暮らしをどのように変えたいのか、あるいは継続していききたいのかを総合的に記入してください。
- * 具体的な改修方法や改修項目は「P2」に記入してください。
- * これまでの生活歴を踏まえ、利用者はどのような社会参加をしていききたいのかを記入してください。

住宅改修が必要な理由書 P2 （記入例）

< P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善しようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的・期待効果④改修項目 を具体的に記入してください。 >

① 改善しようとしている生活動作		② ①の具体的な困難な状況（・・・なので・・・で困っている）を記入してください	③ 改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針（・・・することで・・・が改善できる）を記入してください	④ 改修項目（改修箇所）
排泄	☒ トイレまでの移動 ☐ トイレ出入口の出入り（扉の開閉含む） ☒ 便器からの立ち座り ☒ 衣服の着脱 ☐ 排泄時の姿勢保持 ☐ 後始末 ☐ その他（ ）	居室からトイレまでの移動は、つたい歩きでなんとか可能だが、左膝に痛みが生じることがある。便座への座位は、つかまるものがないため困難。特に立ち上がり動作に苦慮している。	☒ できなかったことをできるようにする ☒ 転倒等の防止、安全の確保 ☒ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☒ 介護者の負担の軽減 ☐ その他	居室からトイレまでの移動のため、廊下に手すりを取り付けることで安全な移動ができるようになる。トイレ内に手すりを取り付けることで衣服の着脱及び便器への立ち座り動作を容易にすることができる。
	☒ 浴室までの移動 ☐ 衣服の着脱 ☐ 浴室出入口の出入り（扉の開閉含む） ☐ 浴室内での移動 ☐ 洗い場での姿勢保持（洗体・洗髪含む） ☐ 浴槽内での姿勢保持 ☐ その他（ ）	居室から浴室までの移動は、つたい歩きでなんとか可能だが、左膝に痛みが生じることがある。	☒ できなかったことをできるようにする ☒ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☒ 介護者の負担の軽減 ☐ その他	☒ 手すりの取付け（廊下2か所） ☐ トイレ内 ☐ 玄関上がり框横壁面 ☐ 段差の解消（玄関上がり框に踏み台設置） ☐ 引き戸等への扉の取替え
	☐ 出入口までの屋内移動 ☒ 上がりかまちの昇降 ☐ 車いす等、装具の着脱 ☐ 履物の着脱 ☐ 出入口の出入り（扉の開閉含む）	玄関上がり框に 30cm の段差があり、介助がないと昇降できないので困っている。	☒ できなかったことをできるようにする ☒ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☒ 介護者の負担の軽減	☒ 段差の解消（玄関上がり框に踏み台設置） ☐ 引き戸等への扉の取替え

①欄：改善しようとしている具体的動作について、✓チェックを入れる。

②欄：生活動作で困っていること、問題点について、その状況や介護の状況を具体的に記入する。

・「動作」のレベル、（例えば、「立ち上がる」「歩く」「またぐ」「段差の昇降」「扉を開閉する」など）で、それがどのように困難なのかを具体的に記入してください。

・生活のどの場面、どの動作が利用者、介護者にとって大変なのか、動作の流れに沿って記入してください。

③欄：①②を記入し、現状の問題点を踏まえた上で、改修目的の項目を✓チェックを入れる。

④欄：改修内容の項目（住宅改修の種類）をチェックし、内容を記入する。

◆ 工事費見積書（例）

年 月 日

被保険者本人の氏名

介護保険住宅改修工事見積書

見積日を記入する(理由書の現地確認日以降になります)

雲南 太郎 様

住所：雲南市●●町1-1

施工業者住所：雲南市▲▲町▲▲

施工業者名：株式会社 うなん住宅改修

代表者職氏名：代表取締役 ●● ●●

金額： 74,910円

電話番号：〇〇-〇〇〇〇

担当者氏名：■■ ■■

平面図や写真等には見積書の同様の番号を用いてください。

押印すること(会社印がない場合は個人印でも可)

住宅改修の種類(※1)	写真等番号	改修場所	改修部分	名称(※2)	商品名・規格・寸法等	数量	単位	単価	金額	介護保険対象部分			算出根拠
										数量	単位	金額	
1 ①		居室	壁	下地補強板	木製 ベースプレート 20×100 L=800	1	個	4,000	4,000	1	個	4,000	
				手すり棒	木製 φ35 L=800	1	本	1,600	1,600	1	本	1,600	
				エンドブラケット	ABC-1234	2	個	2,000	4,000	2	個	4,000	
				取付施工費					6,000			6,000	
2 ②		トイレ前廊下	床	屋内用スロープ	木製 30×500×1500	1	台	15,000	15,000	1	台	15,000	
				取付施工費					5,000			5,000	
3 ③		台所	床	クッションフロア材	DE社 1234	2.5	m ²	3,000	7,500	2.5			
				取付施工費					20,000				
				小計					63,100			63,100	
				諸経費					5,000			5,000	
				合計					68,100			68,100	
				消費税		10%			6,810			6,810	
				総合計					74,910			74,910	

材料費、施工費を区別して記載してください。「〇〇工事 一式」等記載は認められません。

支給対象外の工事(自費で払う工事)が含まれている場合は、対象となる工事を明確にしてください。按分を行った際は、「算出根拠」に記載してください。

(※1) 住宅改修の種類： (1) 手すりの取付け(2) 段差の解消(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更(4) 引き戸等への扉の取替え(5) 洋式便器等への便器の取替え
(6) その他住宅改修に付帯して必要となる改修

(※2) 名称： 材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

＊ 「浴槽の取替」や「洗い場のかさ上げ」などの段差解消工事で、ユニットバスへ改修する場合、ユニットバス全体は支給対象になりません。「住宅改修が必要な理由書」に必要な理由の記入があり、改修目的に該当する部分のみが支給対象となります。「手すりの取付け」や「扉の取替え」等は、支給対象項目になりますが、「住宅改修が必要な理由書」に必要性が記入されていない場合は支給対象外となります。
(◆ユニットバス改修の場合は、対象となる浴槽、洗い場床、扉、手すり等の金額の内訳がわかるものが必要です。)

◆ 改修前・改修後の図面（例）

雲南 太郎 様宅 平面図

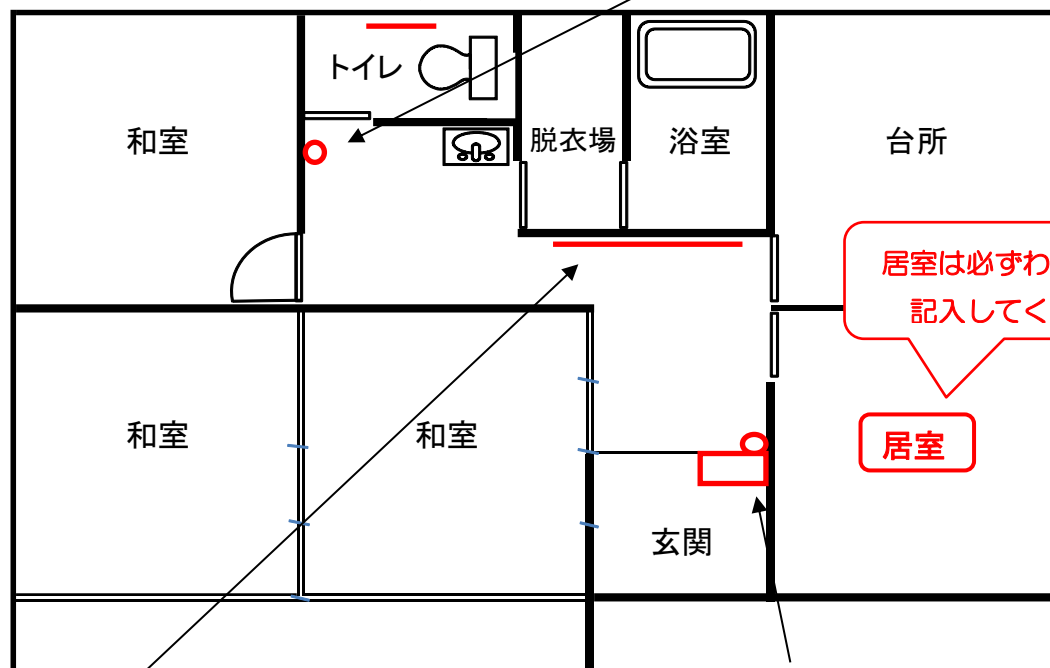
かならず被保険者本人の氏名を記載してください。

①トイレ内

・木製L型手すり L500×600

②トイレ前

・木製縦手すり L600



居室は必ずわかるように記入してください。

居室

④廊下

・木製横手すり L800

③玄関

・上がり框踏み台 W50×D30×H15
・木製縦手すり L600

玄関上がり框（断面）

（改修前）

上がり框
30cm

⇒

（改修後）

踏み台設置

幅 50cm×奥行 30cm×高 15cm

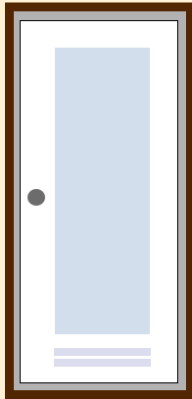
- * 被保険者本人の生活動線がわかり、改修の位置が確認できるように記入してください。
- * 段差解消の場合、改修前後の状態を図面に記入されるか、断面図等で状態が確認できるようにお願いします。
- * 部屋の名称は、「住宅改修が必要な理由書」、また「写真」「見積書」と一致するように記入してください。（居室、トイレ、浴室など。）
- * 部屋や廊下など比較的広範囲における部分の段差解消および床材の変更工事については、その全体が支給対象になるのではなく、必要最低限の通行スペースが支給対象となります。（必要最低限の通行スペースについては、被保険者本人の生活実態により異なりますので個別に判断します。）

◆ 写真(着工前) (例)

住宅改修施工前写真

雲南 太郎 様宅

改修後のイメージを写真に記入してください。



2020.3.1

改修箇所の全景がわかるように撮影してください。

撮影日が確認できるようにしてください。
※カメラの機能によるもの、または写真内に黒板等を映り込ませる形にしてください。(ワード等は認めません)

改修箇所ごとに番号を付してください。

写真番号

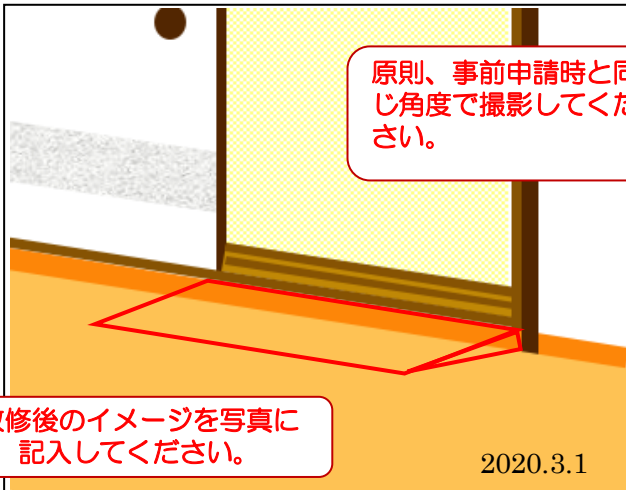
1

改修箇所

浴室

手すりの取付け

縦付け
L=600mm



原則、事前申請時と同じ角度で撮影してください。

改修後のイメージを写真に記入してください。

2020.3.1

写真番号

2

改修箇所

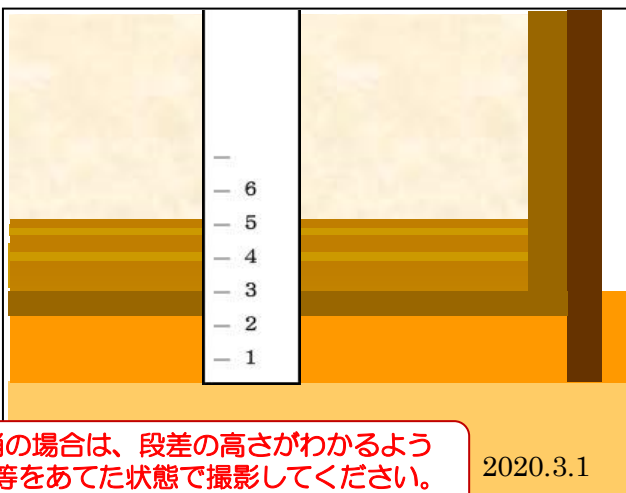
居室

改修内容

段差解消

備考

スロープ設置
W900×D100×H30



段差解消の場合は、段差の高さがわかるようスケール等をあてた状態で撮影してください。

2020.3.1

写真番号

2

改修箇所

居室

改修内容

段差解消

備考

H=300mm

* 全景の写真が困難な場合は、分割して全景がわかるように撮影してください。

◆ 住宅改修に係る承諾書（記入例）

住宅改修に係る承諾書（所有者が親族等の場合）

雲南広域連合長 様

住宅の所有者が別居している場合に必要です

年 月 日		
住宅所有者・住宅改修承諾者	住 所	〒 ー
	フリガナ	
	氏 名	⑩
	電 話 番 号	() ー
	被保険者との続柄	配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹・その他 ()

※要押印

被保険者 _____ が 別紙 「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前申請書」の住宅改修を行うことを承諾いたします。

記

(住宅改修を行う住宅の所在地)

以上

◆ 代表相続人指定届・住宅改修に係る承諾書（記入例）

代表相続人指定届・住宅改修に係る承諾書
(所有者が亡くなっている場合)

雲南広域連合長 様

住宅の所有者が死亡している場合に必要です

年 月 日		
代表相続人・住宅改修承諾者	住 所	〒 ー
	フリガナ	
	氏 名	⑩
	電 話 番 号	() ー
	所有者との続柄	配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹・その他 ()

※要押印

下記表示の住宅所有者（氏名 _____）：
死亡年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日）が死亡しているため、
私が代表相続人となり、被保険者 _____
が 別紙 「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前申請書」の住宅改修
を行うことを承諾いたします。

なお、この届けについて他の相続人から異議がありましても相続人の間で
解決いたします。

記

(住宅改修を行う住宅の所在地)

以上

◆ 住宅改修承諾書（記入例）

住宅改修を行う住居が賃貸住宅の場合に必要です

〇〇年 〇月 〇日

住宅改修承諾書（賃貸住宅）

（賃貸人）

住 所
氏 名

住宅の賃貸人の
住所・氏名

殿

（賃借人）

住 所
氏 名

被保険者の
住所・氏名・押印

印

私が賃借している住宅の改修を、下記の通り行いたいので承諾願います。

記

(1) 住 宅	名 称	〇〇住宅	
	所 在 地	〇〇〇〇〇〇〇▲▲番地	
(2) 住宅改修の概要	個所・部位	内容	
	玄関に手すりの 取付け	玄関の出入りを安全に行うため、玄関の壁側に 手すりを1本取り付けたい。	

上記について、承諾いたします。

（なお、

）

年 月 日

（賃貸人）

住 所
氏 名

住宅の賃貸人の
住所・氏名・押印

印

[注]

- 賃借人は、本承諾書の点線から上の部分を記載し、賃貸人に2通提出してください。賃貸人は、承諾する場合には本承諾書の点線から下の部分を記載し、1通を賃借人に返還し、1通を保管してください。
- (1)の欄は、契約書頭書を参考にして記載してください。
- 承諾に当たっての確認事項等があれば、「なお、」の後に記載してください。

◆ 住宅改修費支給申請書兼請求書（記入例）

工事完了後

雲南市 322099
奥出雲町 323436
飯南町 323865

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書兼請求書

フリガナ	ウンナン ハナコ	保険者番号	
被保険者氏名	雲南 花子	被保険者番号	△△△△△△△△△△
生年月日	○年 ○月 ○日	性別	女
住 所	〒○○○-○○○ ○○○○○○○○○○▲▲番地		
住宅の所有者	雲南 太郎	本人との関係（ 夫 ）	電話番号 ○○○-○○-○○○
改修の内容 箇所及び規模	・手すりの取付け（廊下2本） ・段差の解消（玄関踏み台設置） ・床材の変更（居室） ・引き戸等への取替え（トイレ） ・洋式便器への取替え	業 者 名	〇〇工務店
		着 工 日	〇〇年〇月〇日
		完 成 日	〇〇年〇月〇日
改修費用	〇〇〇, 〇〇〇 円	請求金額	〇〇, 〇〇〇円
雲南広域連合長 様 上記のとおり、関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請及び請求します。			
工事完了日以後の日付 〇〇年 〇月 〇日			
申請書及び 住 所 ○○○○○○○○○▲▲番地 請 求 者 氏 名 雲南 花子 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇			

着工日は事前承認日
以後の日付

申請者は被保険者本人

注意・この申請書の他に、領収証及び住宅改修承認通知書の写し、工事内訳書、完成後の状態が確認できる書類等を添付してください。

居宅介護（介護予防）住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。

口座振込 依頼欄	銀行・農協 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種 目	口 座 番 号			
	金融機関コード	店舗コード	1.普通				
			2.当座				
			3.その他				
	フリガナ 口座名義人	※償還払いの場合、被保険者本人名義の口座を記入してください。 ※特別な事情がある場合は委任状を添付してその他の口座を指定					

◆ 領収書（例） ※受領委任払いの場合

領 収 書		領収日
必ず、被保険者本人 の 名前	〇〇 〇〇 様	〇〇年 〇月 〇日
¥ 〇〇, 〇〇〇		
ただし、 <u>住宅改修費自己負担分（1割）</u> として 上記の通り領収いたしました		
施工業者等の記入		要押印
〇〇〇〇工務店		印
住 所： 〇〇市△△町××番地		
電話番号： △△△-△△△-△△△		

《但し書きについて》

住宅改修費の支給対象となる金額について、いくら領収されたかがわかるように記載してください。
受領委任払いの場合、領収された金額が、支給対象となる住宅改修費の何割分であるかを記載してください。

【例】

◎償還払い：住宅改修費として、住宅改修費〇〇〇円を含む 等

◎受領委任払い：住宅改修費（〇割分）として、住宅改修費（〇割分）〇〇〇円と、自己負担分〇〇〇円として 等

《その他》

- * 「償還払い」の場合、領収金額は請求書金額（工事内訳書）と同額になります。
- * 「受領委任払い」の場合、領収金額は被保険者負担額と同額になります。
（保険対象部分の1～3割）
- * 領収金額に1円未満の端数が生じた場合、切上げます。

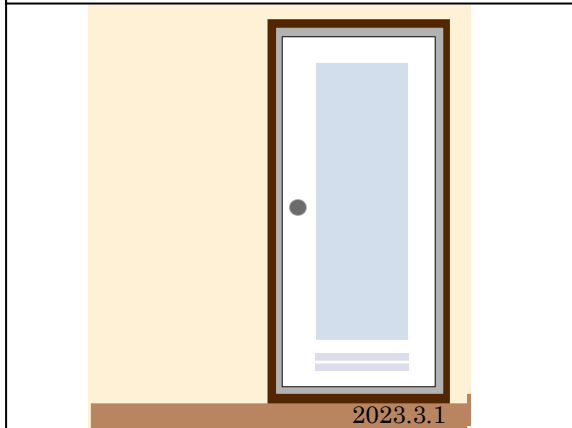
◆ 写真(着工後) (例)

住宅改修後写真

雲南 太郎 様宅

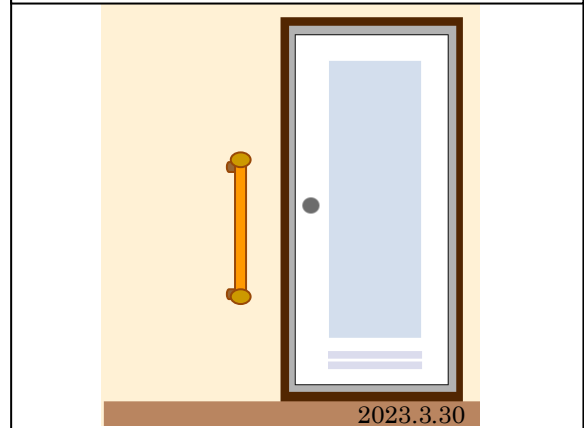
【改修前】

1. 浴室（手すりの取付け）



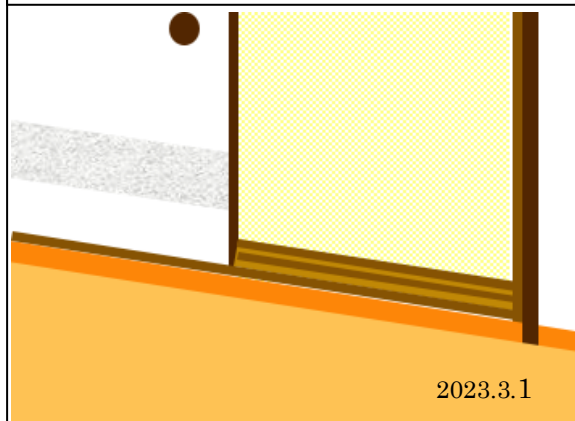
【改修後】

1. 浴室（手すりの取付け）



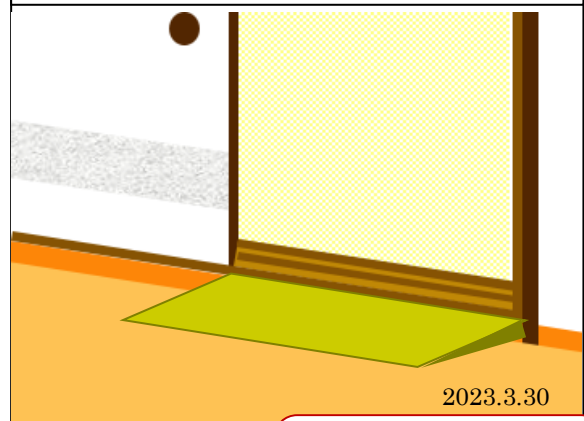
【改修前】

2. 居室（段差の解消）



【改修後】

2. 居室（段差の解消）



原則、事前申請時と同じ角度で撮影してください。

- * 写真は、改修箇所ごとに必要です。
- * 全景の写真が困難な場合は、分割して全景がわかるように撮影してください。
- * 写真は、工事前、工事後の確認ができるように、できるだけ同じ位置から撮影してください。
- * 段差解消の場合は、固定状況や段差状況が確認できるように撮影してください。
- * 写真にはカメラの日付機能を使って日付を入れてください。カメラに機能がついていない場合は、写真に黒板等を映り込ませる形で日付を入れてください。（後に Word 等に入れることは認められません。）

◆ 委任状兼承諾書(記入例)

様式第1号(第3条関係)

委任状兼承諾書

〇〇年 〇月 〇日

雲南広域連合長 様

私(甲)が申請しました、居宅介護(介護予防)住宅改修費の受領に関する一切の権限を、
下記施工事業者(乙)に委任します。

甲 (被保険者)	被保険者番号	△ △ △ △ △ △ △ △ △ △
	氏名	雲南 花子 印
	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇▲▲番地 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

私(乙)は居宅介護(介護予防)住宅改修費の受領に関する上記の権限を受任します。
なお、支給にあたっては、下記金融機関の口座に振込んでください。

乙 (受任者)	事業者名 及 び 代表者名	事業者名 〇〇〇〇工務店 代表者名 〇〇 〇〇〇 印			
	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇市△△町××番地 電話番号 〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇			
	振込先	〇〇〇	銀行・金庫 信組・農協	〇〇〇	本店・代理店 支店・出張所
		① 普通預金 ② 当座預金 ③ その他	口座番号	△ △ △ △ △ △ △	
		(フリガナ) 口座名義人	 〇〇〇〇工務店		